

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年一月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十五条、第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項、第七十二条の四第一項、第七十三条第一項、第二項及び第四項、第七十五条の七第一項、第八十一条並びに第八十一条の二第十項第二号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第一条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「介護納付金」という。」に改め、「流行初期医療確保拠出金等」という。」の下に「並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」に改め、「流行初期医療確保拠出金」という。」の下に「並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を「介護納付金」に改め、「流行初期医療確保拠出金」という。」の下に「並びに子ども・子育て支援納付金」を改め、「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に「並びに流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第二十条第四項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第二十七条の二第一項第一号中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に改める。

第二十九条の三第十項中「同条第五項第二号」を「同条第六項第二号」に「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第二号」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改める。

第二十九条の四の三第六項中「第二十九条の七第五項第二号」を「第二十九条の七第六項第二号」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改める。

第二十九条の七第一項第一号中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項に次の号を加える。

四 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(法第七十一条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための賦課額をいう。第五項において同じ。)

第二十九条の七第二項第一号中「第五項に」を「第六項に」に改め、同号イ(2)及びロ(2)中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第八号イ中「ロ及び次項第七号」及び「ハ及び次項第七号」を「以下この条」に改め、同項第九号中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同条第三項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第七号イ中「ロ」とハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改め、同条第四項第一号中「次項」を「第六項」に改め、同条第五項第一号中「五十六万円」を「五十七万円」に「三十万五千円」を「三十万円」に改め、同項第九号中「及び世帯別平等割額」を「及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第三号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同号ロ中「三万五千円」を「三十一万円」に改め、同項第九号中「及び被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第六号中「及び第三項」を「第三項及び前項」に改め、同項第八号中「前三項」を「第一項から前項まで」に改め、「被保険者均等割額」を「」を「」並びに「」に改め、「被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同号ハ中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同項第四号及び第五号中「被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同項に次の二号を加える。

十 世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下この号において「十八歳未満被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額(十八歳未満被保険者につき前項第六号の規定に基づき算定した被保険者均等割額(前号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。次号において同じ。)を減額するものであること。

十一 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額であること。

第二十九条の七中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該子ども・子育て支援納付金賦課額(次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合に、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額とすることができる。

イ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。)の額

(2) 次項に規定する基準(同項第十号及び第十一号に係る部分に限る。)に従い第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額(法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

三 当該子ども・子育て支援納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者(第八号において「十八歳以上被保険者」という。)につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号、第八号及び第九号の規定に基づき子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が第十号の

規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額(次号において「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。)を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第二号の十八歳以上被保険者均等割額は、次項に規定する基準(同項第十号及び第十一号に係る部分に限る。)に従い前号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額であること。

八 第三号の十八歳以上被保険者均等割額は、第二号の十八歳以上被保険者均等割額を十八歳以上被保険者の数に按分して算定するものであること。

九 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。

ロ 特定世帯イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯イに定めるところにより算定した額に四分の3を乗じること。

十 第三号の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものであること。

第二十九条の七の二第一項中「第五項まで」を「第六項まで」に「同条第五項第一号」を「同条第六項第一号」に改める。

附則第五条中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に改める。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「介護納付金」という。並びに「介護納付金」という。に改め、「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第二条第一項第二号及び第四条第二項第二号イ中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」という。の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)を加え、「同法」を「介護保険法」に改め、同条第二項第一号中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第四条の三第一項第一号中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に、「第四項」を「第五項」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第二号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加える。

第四条の四第一項第一号中「第二十九条の七第五項第六号」を「第二十九条の七第六項第六号」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改める。

初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金(平成二十四年法律第六十五号)

の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)を加え、「同法」を「介護保険法」に改め、同条第二項第一号中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第二条第一項第二号及び第四条第二項第二号イ中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金」という。の下に「並びに子ども・子育て支援納付金」という。を加え、「同法」を「介護保険法」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加える。

第二条第一項第二号及び第四条第二項第二号イ中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金」という。の下に「並びに子ども・子育て支援納付金」という。を加え、「同法」を「介護保険法」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加える。

第二条第一項第二号及び第四条第二項第二号イ中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金」という。の下に「並びに子ども・子育て支援納付金」という。を加え、「同法」を「介護保険法」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加える。

第四条の五第一項第一号中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「第四項」を「第五項」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第二号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改める。

第四条の六第一項第一号イ中「もの」の下に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額のうち令第二十九条の七第五項第三号の十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に充てたもの」を加え、同号口(1)中「第二十九条の七第五項第三号イ」を「第二十九条の七第六項第三号イ」に改め、同号口(2)中「第二十九条の七第五項第三号口」を「第二十九条の七第六項第三号口」に改め、同号口(3)中「第二十九条の七第五項第三号ハ」を「第二十九条の七第六項第三号ハ」に改め、同号口(1)中「のもの」の下に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用のうち地方税法第七百三条の四第三十項の十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に充てるためのもの」を加える。

第五条第一項第一号口(1)中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同号口(2)中「並びに当該」を「当該」に「の合算額」を「並びに当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額」に改め、同条第五項第三号中「ハまで」を「三まで」に、「二に」を「ホに」に、「ホに」を「ヘに」に改め、同号中ホを「ヘとし、二をホとし、ハの次に次のよう」に加える。

二 組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分を加える。

第五条第八項中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第八条中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の「号」を加える。

四 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額

第九条第二項第一号へ中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に、「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第二号イ中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同号ハ中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同号ハ中「及び介護納付金」を「前条第六号」に、「第十一条」を「第十一条の二」に改め、同号ホ及びル中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十一条の次に次の「号」を加える。

(子ども・子育て支援納付金納付金基礎額)

第十一条の二 第八条第四号の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号及び第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額

二 イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

(1) 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合

(2) 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合

ハ イ(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

三 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数

